

西予市 地域ささえあいセンターだより

第5号

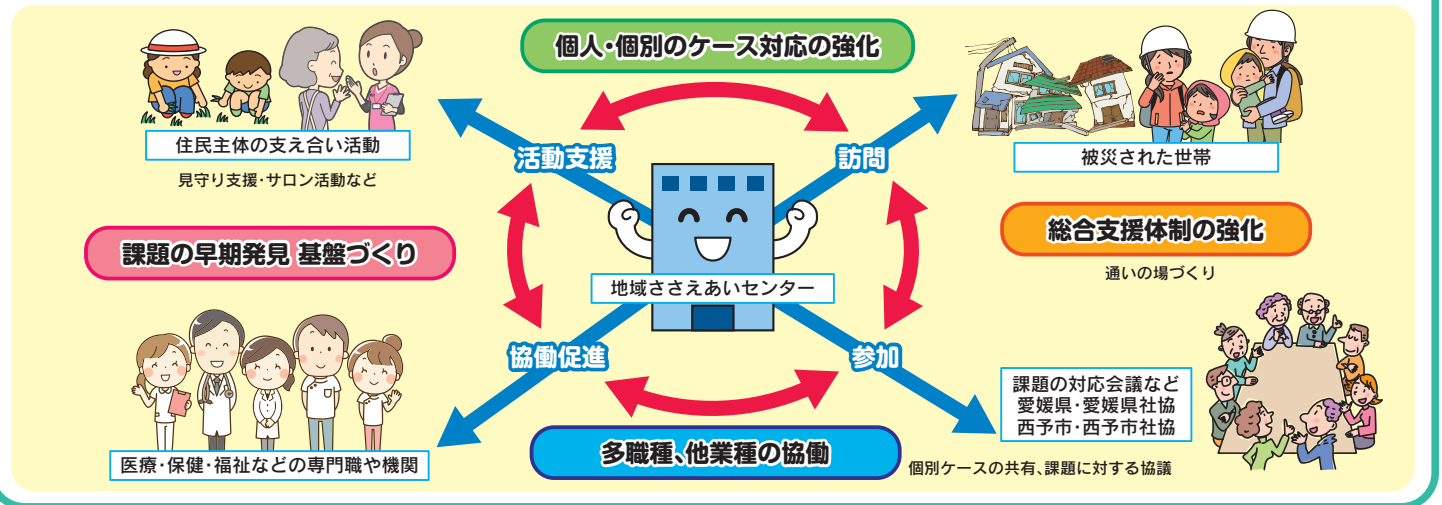
2020年3月発行

西予市社会福祉協議会

西予市地域ささえあいセンターの伴走型支援

西予市地域ささえあいセンターでは、これからも行政や関係機関等との情報共有や連携を継続、強化し、被災された方の生活再建の歩みに寄り添っていきます。

また、地域住民の皆様とともに、災害からの復旧、復興に向けた「伴走型」のあたたかい地域づくりに取り組んでいきます。



自然災害で被災した住宅を復旧するための住宅ローン

災害復興住宅融資

平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間を次のとおり延長しました。

【延長前】 令和2年7月 → 【延長後】 令和3年7月31日

■住宅金融支援機構お客さまコールセンター(通話料無料)

(災害専用ダイヤル) **0120-086-353**

※ご利用頂けない場合(国際電話等)は次の番号におかけください。

TEL 048-615-0420(通話料がかかります。)

営業時間：9時00分～17時00分

(祝日、年末年始を除き、土日も営業)

■住宅金融支援機構ホームページ

www.jhf.go.jp/topics/saigai_20180709.html

健康コラム vol.5

春はメンタルの乱れに要注意！ ～心身の疲労、ありませんか？～

春は気候や職場、引越など「変化」の多い季節です。気温高低差に伴う体温調節や新しい環境での心の疲労など、いきなりの変化に順応することができず、体と心にストレスを与えてしまい、自律神経も乱れがちになってしまいます。過剰なストレスは心身の健康に悪影響を及ぼしかねません。また、気づかぬうちにストレスが強くなっていることもあるので注意が必要です。

ストレスを上手に発散して、いつも通りの生活を心がけましょう。それでもストレスのコントロールがうまくいかない場合は早めに専門機関に相談し、専門医の受診をおすすめします。

お知らせ

平成30年7月豪雨災害で被災された方々への生活再建に向けての情報提供等については、令和2年度より、西予市社会福祉協議会が発行する「社協だより おあしす」の中で情報提供等いたします。

お問い合わせ

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所) 〒797-1212 西予市野村町野村12-15
TEL:0894-72-2306 / 090-7579-8579 FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746
TEL:0894-62-3770 / 090-7579-8593 FAX:0894-69-1363

応急仮設住宅の供与期間の延長について

平成30年7月豪雨災害により被災された方へ供与している応急仮設住宅について、下記要件に当てはまる、現在の入居期限(※)までに退去できないやむを得ない理由のある入居者については、供与期間の延長が可能となりましたので、お知らせします。(※入居期限は入居者の入居時期によって異なります。)

今後入居者の皆様には、入居期間延長に係る意向調査を実施したうえで、延長の可否についてお知らせします。

●延長期間

令和3年7月5日(月曜日)まで

●延長対象者

下記の要件に当てはまる、現在の入居期限までに退去できないやむを得ない理由のある入居者の方については、延長が可能です。

延長対象要件

再 建 先	供 与 期 間 内 に 退 去 で き な い 理 由
自 宅	工期の関係等(契約した建設業者から示された工期等)から、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない
	公共事業等(土地区画整理事業、地盤改良事業、農地転用等その他法律に基づく諸手続き等)に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない
民間賃貸住宅	健康悪化等により1階の物件またはエレベーター付きの物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居可能な収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	高齢者等でかつ保証人となる者がいない場合で、保証人を必要としない物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	現在は被災時の市町から他の市町に転居している場合で、被災時に居住していた市町の物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
公 営 住 宅	災害公営住宅に入居したいが、災害公営住宅の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	既存の公営住宅に入居したいが、公営住宅の補修等の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない

●供与期間の延長に係るスケジュール

応急仮設住宅の入居者の方に対しては、今後、下記のスケジュールで県又は市から文書をお送りさせていただきます。

別途すべての入居者の方へ、現在の供与期間満了の5~6か月前に、市より延長に係る意向調査を行いますので、よろしくお願ひします。

供与期間の延長に係るスケジュール

	発 信 時 期	発 信 者	内 容
1	令和元年 12月25日	愛媛県	応急仮設住宅の供与期間についての通知を送付 (全ての入居者の方へお送りします。)
2	供与期間満了の 1年~6か月前	愛媛県	賃貸借契約期間満了に伴う通知を送付 (民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)を利用されている方に対してのみお送りします。)
3	供与期間満了の 5~6か月前	市	延長に係る意向調査(供与期間の満了に係る届出書)の送付 (全ての入居者の方へお送りします。市に対してご回答ください。)
4	供与期間満了の 2~4か月前	愛媛県 又は市	延長可否の通知 (全ての入居者の方へお送りします。)

●供与期間延長に係る問い合わせ・意向調査提出先

被災時にお住まいの市窓口までお問い合わせください。

供与期間延長に係る担当窓口等一覧

担 当 課	電 話 番 号
西予市福祉事務所 福祉課	0894-62-6428
西予市野村支所 復興支援室	0894-72-0843